通信社配信記事に対する名誉毀損の成否と真実相当性

「東京女子医大病院事件」最一判平二三・四・二八判時二一一五号五○頁

高 畑 英一郎

《事件の概要》

て、記事の配信元の表示(クレジット)はなかった。当という)に配信し、各紙に掲載された。その掲載に際し上毛新聞、静岡新聞、秋田魁新聞(以下、「各新聞社」上毛新聞、静岡新聞、秋田魁新聞(以下、「各新聞社」上毛新聞、静岡新聞、秋田魁新聞(以下、「各新聞社」上毛新聞、静岡新聞、秋田魁新聞(以下、「各新聞社」大学病院の医師である原告は、手術中に医療機器の操大学病院の医師である原告は、手術中に医療機器の操

ものであった。

おいて原告に無罪判決を下した。皆の報告書を公表し、これをうけた裁判所は刑事裁判には機器の操作ミスではなく機器の不良によるものである死亡事故の翌年、医療関係諸学会は合同で、当該事故

<u> 岩質は清なし近尾ない提出して。</u> 記事を配信掲載した通信社及び各新聞社に対して、

そこで原告は、医師としての社会的評価を低下させる

賠償を請求する訴訟を提起した。

原告の医師としての社会的評価を低下させる

第一審は、記事の公益性、公共性を認めたうえで、共開通信が記事を作成配信した時原告の操作ミスによって患者が死亡したとの見解が捜査機関や当病院で支配的であったことから、その真実相当性を認めた。他方、各新聞社に対しては、「配信サービスの抗弁」を否定したうえで、共同通信との一体性を否認し、記事の掲載に際してクレジットの表示をしなかったことなどを理由に真実相当性を認めなかった。そして各新聞社に賠償金の支払付金ので、共同通信が記事を作成配信した時原告の操作ミスによって制理に対している。

した。 した。 した。 した。

原告は、各新聞社の責任に限定して上告した。

《判決(上告棄却)》

① 民事上の不法行為である名誉毀損については、そ

四一・六・二三民集二〇巻五号一一一八頁参照)。意又は過失がなく、不法行為は成立しない(最一判昭和信ずるについて相当の理由があるときは、同行為には故実であることの証明がなくても、行為者がそれを真実とら公益を図るものである場合には、摘示された事実が真の行為が公共の利害に関する事実に係り、その目的が専の行為が公共の利害に関する事実に係り、その目的が専

(2) 新聞社が通信社を利用して…ニュースを読者に提供する報道システムは、新聞社の報道内容を充実させ、供する報道システムは、新聞社の報道内容を充実させ、できる。そして、上記の通信社を利用した報道システムできる。そして、上記の通信社を利用した報道システムの下では、通常は、新聞社が通信社から配信された記事の内容について裏付け取材を行うことは予定された記事の内容について裏付け取材を行うことは予定された記事が、これを行うことは現実には困難である。それにもかかわらず、記事を作成した通信社が当該記事に摘示された事実を真実と信ずるについて相当の理由があるため不法行為責任を負わない場合であっても、当該通信社から当該記事の配信を受け、これをそのまま自己の発行する法行為責任を負わない場合であっても、当該通信社から当該記事の配信を受け、これをそのまま自己の発行する当該記事の配信を受け、これをそのまま自己の発行するるとしたならば、上記システムの下における報道が萎なるとしたならば、上記システムの下における報道が萎むるとしたならば、上記システムの下における報道が萎むるとしたならば、上記システムの下における報道が萎むるとしたならば、新聞社のみが不法行為責任を負うこととの記録を表する。

ることを否定することができない。縮し、結果的に国民の知る権利が損なわれるおそれのあ

載した記事に摘 事情のない限り、 があるにもかかわらずこれを漫然と掲載したなど特段の 信記事に摘示された事実の真実性に疑いを抱くべき事実 社が当該配信記事に摘示された事実を真実と信ずるにつ 取材を代行させたものとして、当該通信社の取材を当該 社への記事配信の仕組み、 きか否かは 新聞社とが報道主体としての一体性を有すると評価すべ 相当の理由があるというべきである。そして、 いて相当の理由があるのであれば、 新聞社の取材と同視することが相当であって、 体としての一体性を有すると評価することができるとき 少なくとも、 き、自己の発行する新聞に記事を掲載した場合において、 当該新聞社は、 配信及び掲載という一連の過程において、 そうすると、新聞社が、 当該通信社と当該新聞社とが、 通信社と新聞社との関係、 示された事実を真実と信ずるについ 当該新聞社が自己の発行する新聞に掲 当該通信社を取材機関として利用し、 新聞社による記事の内容の実 通信社からの配信に基づ 当該新聞社が当該配 通信社から新聞 記事の 当該通信 通信社と 報道主 ても 取材、

場合であっても異なるものではない。が通信社からの配信に基づく記事である旨の表示がない当である。以上の理は、新聞社が掲載した記事に、これ質的変更の可否等の事情を総合考慮して判断するのが相質的変更の可否等の事情を総合考慮して判断するのが相

盟社が配信記事について独自に裏付け取 想定されていないことが明らかである。 付け取材を行うことは不可能に近いことに照らすと、 とんど取材拠点等を有しておらず、その全てについて裏 ところ…加盟社は、 ち相当多くの部分は2通信社からの配信に基づいている らのような加盟社の発行する新聞に掲載される記事の る新聞に掲載するに当たっては、当該配信記事を原則と 加盟社は、Z通信社から配信される記事を自己の発行す 的として取材を行い、 してそのまま掲載することとされていること、被上告人 (4) Z通信社は、 自社の新聞の発行地域外におい 加盟社等に記事を配信することを目 記事を作成していること、 材をすることは てほ 加

体制が構築されているということができ、Z通信社と加社は当該配信記事を原則としてそのまま掲載するという取材をし、記事を作成してこれを加盟社に配信し、加盟(5) Z通信社…は加盟社のために、加盟社に代わって

過程において、報道主体としての一体性を有すると評 について名誉毀損の不法行為責任を負わないというべき うべきであって、被上告人らは本件各紙掲載記事の掲載 を真実であると信ずるについても相当の理由があるとい である被上告人らが本件各紙掲載記事に摘示された事実 と信ずるについて相当の理由があるのであれば、加盟社 Z通信社が本件配信記事に摘示された事実を真実である 記特段の事情があることはうかがわれない。したがって、 するのが相当である。 記事の取材、作成、 他方、 本件配信記事について、 配信及び掲載という一連 前 価 0

《研究》

たと評することができる。本評釈では、まず表現の自由を明確に認めることで報道機関の自由をいっそう保護しした新聞社に対して、その記事掲載も名誉毀損に該当しした新聞社に対して、その記事掲載も名誉毀損に該当しした新聞社に対して、その記事掲載も名誉毀損に該当した新聞社は、真実相当性があるとして名誉毀損に当たら

その意義を述べることにする。の法理の展開を概観したうえで、本判決の内容を検討しと名誉権の保護の調整問題を確認し、そして真実相当性

表現の自由と名誉権の保護

表現の自由には、自己実現の価値と自己統治の価値が表現の自由には、自己実現の価値と自己統治の価値が表現の自由も、国民に広く社会的政治的情報を伝達するなされ、表現の自由としての保障を受けると理解されてなされ、表現の自由としての保障を受けると理解されている。

考えられている)。だが名誉権を広く保障するならば、は古くから行われてきた(名誉権自体も憲法上の権利ととびある。その場合、表現の自由を制約することは当ことがある。その場合、表現の自由を制約することは当ことはその典型例といえ、それゆえ名誉毀損表現の規制のとはその典型例といえ、それゆえ名誉毀損表現の説価然と理解されている(内在的制約)。他者の社会的評価然と理解されている(内在的制約)。他者の社会的評価然と理解されている(名誉権自体も憲法上の権利と衝突するという。

な社会的政治的情報を提供することができなくなる。 員など)を不当に厚く保護することになり、 その活動に品位が求められるような人々(政治家や公務 国民に適切

する表現の自由の保護領域を拡大する調整が求められる。 のため、特定の人々の名誉権を限定するとともに、 わが国では、 刑法二三〇条一項において「公然と事実 対応

を摘示し、

人の名誉を毀損した者は、その事実の有無に

れている。(②) 登毀損罪の成立を否定して、表現の自由との調整が図ら えよう。 害に対しても、その賠償をしなければならない」と定め て、名誉毀損行為に対する刑事罰及び民事責任を規定し の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損 財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、 人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の 以下の罰金に処する」と定め、また民法七一○条で「他 かかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円 ただし、 般に、人の名誉権は広く保護されているとい 刑法二三〇条の二の定める場合には名 前条

を図ることを目的とする表現は、 公共の利害に関する事実に関係する専ら公益 その内容が真実である

> の不法行為においても成立すると理解されている。公務場合には名誉毀損罪から免責される。この免責は民事上 員 ば公益性を図る目的はあると理解されている。実」については、行為者が内容の公共性を認識しておれ 者・被告人に関する事実などの「公共の利害に関する事 国会議員と地方議会議員及び立候補予定者 被疑

真実相当性の 法理

A_. 真実相当性の法理の形成

される。名誉毀損の責任を問われている行為者は、表現の公共性及び目的の公益性の要件が充足された場合に許 るのかが問題となる。 をしたが、その内容を真実であると誤って信じてしまっ 内容の真実性を証明しない限り、 が名誉毀損罪免責の鍵となろう。真実性の証明は 明による免責」とみなされているように、真実性の証 たことにやむを得ない理由がある場合、 真実性の証明に関しては、 刑法二三〇条の二が名誉毀損 つまり行為者が結果的には真実ではない内容の表現 免責が認められないと、表現に対 真実相当性が認められるの 罪に対する「真実性 免責になることは 免責は認められ ない 0

か、

とができない」と判示して、真実性の証明について厳格たものというべく、被告人は本件につき刑責を免れるこ 被告人が名誉毀損罪に当たるかが争われた事件におい には免責は認められないと考えられていた。最高裁も当の二の制定時には、真実性の証明がなされなかった場合 述する事実につき真実であることの証明がなされなか 確認することはできないから、 る事実」であるとした原判決を前提に、 最高裁は、 の住人と思い込み、その旨を近所の住民などに放言した 初はこの立場を採用していた。自宅を放火した者を近隣 する萎縮効果が生じると考えられ べての証拠によっても〔近隣住人が〕放火犯人であると 当該放火に関する事実は「公共の利害に関 被告人についてはその陳 てい る。 16 「記録およびす 刑法二三〇条 7 つ す

がある場合には、名誉毀損の成立を認めないとする立場 対して学歴や経歴、 責任が争われた事件で示された。総選挙立候補予定者に を採るようになった。その変更は、まず名誉毀損の民事 して摘示事実を真実と誤認したことに相当の 前科の事実を摘示した新聞記事が当 理 由

昭和

兀

に解釈した

(昭和三四年判決)。

その後最高裁はその厳格な立場を変更し、

真実性の

証

護と、 均 ないものと解するのが相当である」と述べて、 ことについて、 行為者がその事実を真実であると誤信し、 罪に問われた事件で、「人格権としての個人の名誉の という内容の記事を掲載した新聞社の経営者が名誉毀損 所土木部の課長に対して汚職の疑いを示しつつ凄んだ、 歌山時事」事件で、他紙の経営者またはその記者が市役 さらに刑法二三〇条の二についても、最高裁は 認めて不法行為の成立を否定した(昭和四一年判決)。 を掲載した新聞社に真実と信ずるについて相当の理 しないものと解するのが相当である」と判示し、為には故意もしくは過失がなく、結局、不法行為 真実と信ずるについて相当の理由があるときには、 とが証明されなくても、その行為者においてその事実を 件において、 候補者の名誉を毀損したとして損害賠償が請求され あるときは、 項にいう事実が真実であることの証明がない場合でも 衡を考慮するならば、 憲法二一条による正当な言論の保障との… 最高裁は摘示された 犯罪の故意がなく、 確実な資料、 たとい 根拠に照らし相当の 〔刑法二三〇条の二〕 名誉毀損の罪は成立し 「事実が真実であるこ 不法行為は成立 その誤信 「夕刊和 連由 ・調和と 同 一曲を . た 事 記事

年判決を変更した。

証明の要件を緩和したが、事実誤認について「確実な資和歌山時事」事件判決は、刑事事件においても真実性の 現を行った者が事実を真実と誤認したことに相当の 件を付し、真実相当性の認定基準を高く設定した。 があるときには、表現行為に対する故意または過失がな ので、 昭和四一年判決と「夕刊和歌山時事」事件判決は、 根拠に照らし」誤認するのはやむを得ないとする条 責任を問えないとの理解を示している。「夕刊 理 亩 表

В 刑事事件における展開

当の理由があるものとはいえない」として、名誉毀損罪認められるときは、これらの資料に基づく右誤信には相 を公表したことは、 の成立を認めた。さらに弁護人が担当する事件の被告人 求または抗議に偏するなど断片的で客観性のないものと 容の真実性のよりどころとした「確実な資料、 現に係属中の刑事事件の一方の当事者の主張ない 冤罪を主張するために被害者の家族が犯人であること その後最高裁は、 憶測に基づく公表であり、 刑事事件において、 行為者が表現内 その内容 根拠」が し要

> 刑事免責を認めた判決はきわめて少ない。性について厳格な姿勢を示す判決が多いといわれており、 判決もある。このように最高裁は、真実相当性の厳しい事実を真実であると誤信しても名誉毀損に当たるとした 認定基準を維持している。 の真実性を誤信したことに確実な資料、 えないとした判決や、インターネット上の書込みに(③) て、確実な資料、根拠に照らし相当の理由がなけれ 下級審においても、 根拠があるとは 真実相当

11

17

Ċ 民事事件における展開

等、 ず、新聞記者が警察等に取材して当事件についての記事 ても…新聞社としては、 が署長と共に…報道することについて諒解を与えたとし 官から取材して得た情報に基づくものであり、 たった…医師および〔捜査経緯の発表権限を持つ〕 求事件において、最高裁は、当該「記事が…解剖 を新聞に掲載したことが名誉毀損に問われた損害賠償請 いる。殺人事件についての警察発表がないにもかかわら 民事事件においても、真実相当性は厳格に判断されて 更に慎重に裏付取材をすべきであつたというべきで 上告人らを再度訪ねて取材する 同刑 事官 刑事

る記述をしたことが名誉毀損に問われた事件で、最高裁容を真実と信じたことについては相当の理由があつたものということはできず…過失がなかったものとはいえないと判示し、民事事件における真実相当性を厳格に判断している。その後も、賭博幇助罪での逮捕の現場を現断している。その後も、賭博幇助罪での逮捕の現場を現断している。その後も、賭博幇助罪での逮捕の現場を現が発表していない被疑者と暴力団との関係をうかがわせが発表していないで〔記者〕がたやすく本件記事の内ある。これをしないで〔記者〕がたやすく本件記事の内ある。これをしないで〔記者〕がたやすく本件記事の内

ならば記者が記事の内容を真実と信じたことに相当の理ならば記者が記事の内容を真実と信じたことに相当の理ならば記者が記事の内容を真実と信じたことに相当の理ならば記者が記事の内容を真実と信じたことに相当の理ならば記者が記事の内容を真実と信じたことに相当の理ならば記者が記事の内容を真実と信じたことに相当の理ならば記者が記事の内容を真実と信じたことに相当の理ならば記者が記事の内容を真実と信じたことに相当の理ならば記者が記事の内容を真実と信じたことに相当の理ならば記者が記事の内容を真実と信じたことに相当の理ならば記者が記事の内容を真実と信じたことに相当の理ならば記者が記事の内容を真実と信じたことに相当の理ならば記者が記事の内容を真実と信じたことに相当の理ならば記者が記事の内容を真実と信じたことに相当の理ならば記者が記事が記事と信じたことに相当の理ならば記者が記事が記述される。

著作をものにした作者が、その事実が控訴審で否定され 刑事事件の第一審において認定された事実に基づいて

者の著書には真実相当性があるとした判決もある。に対するインタビューやその裏付取材を十分に行った筆 からである」と述べて、刑事裁判における事実認定の堅を真実と信じたとしても無理からぬものがあるといえる 牢性を根拠に行為者の真実相当性を認めた。 確実な資料、 よって心証を得た事実であるから、 刑事裁判における慎重な手続に基づき、裁判官が証拠に である。けだし、刑事判決の理由中に認定された事実は 実を真実と信ずるについて相当の理由があるというべ を真実と信じて摘示した場合には、右判決の認定に疑 者が右判決を資料として右認定事実と同一性のある事 てこれと異なる認定判断がされたとしても、 を入れるべき特段の事情がない限り、 第一審の判決において…認定された事実について、 たことから名誉毀損に問われた事件で、 根拠があるものと受け止め、 行為者が右事実には 後に控訴審にお 最高裁は 摘示した事実 また、 摘示した事 刑

捜査責任者からの情報であっても裏付取材をしない

拠」に基づいて厳格に判断されているといえよう。刑事真実性の証明における真実相当性は、「確実な資料、根このように、刑事事件においても民事事件においても、

ある。 に基づく表現がなされた場合や十分な裏付け取材が行わ 裁判において認定された事実や捜査機関の公表した事実 行為者に真実相当性が認められる傾向に

通信社配信の記事掲載と名誉毀損

大きく関係するので、詳しく検討したい。 損の民事責任を負うのかどうかをめぐっては、 通信社の配信記事をそのまま掲載した新聞社が名誉毀 本判決と

記事掲載と名誉毀損に関する最高裁判決も、 ただしい数の名誉毀損訴訟が提起された。 がかけられた事件(いわゆる「ロス疑惑」)では、 一九八一年に妻が殴打されさらに銃撃された原告に対 一九八四年ごろからその犯人ではないかとの疑い 通信社配信の その関連で おび

平成一四年一月判決 (以下「一月判決」という)

告であるスポーツ新聞各社はその記事のクレジットを明 大麻を隠し持っていたとする記事を加盟社に配信し、被 共同通信は、「ロス疑惑」 の渦中にいる原告が自宅に

通信社配信記事に対する名誉毀損の成否と真実相当性

(高畑)

発表はなかった。 (36) (37) 判決では、その記事掲載が原告に対する名誉毀損に当た するだけの人的能力に乏しいことが理由であった。 配信記事自体を信頼していることや被告らが裏付取材を 報道している。当スポーツ新聞各社が配信された記事に された記事を原則としてそのまま紙面に掲載することで ついて裏付取材をせずにそのまま紙面に掲載したのは、 ラブに所属せず、警視庁当局の情報は共同通信から配信 示せずに掲載した。当スポーツ新聞各社は警視庁記者ク なお、 原告の大麻所持に関する警察

あったとはいえないと判示した。 害に関する公益を図る目的があったことを確認したうえ なく、また同事実を真実と信ずるについて相当の理由 で、その内容については事実が真実であることの証 最高裁は当配信記事が名誉毀損に該当するが公共の 利

の報道がまま見られるのであって…一般的にはその報道 報道については…取材に慎重さを欠いた真実でない内容 ルないしこれに関連する事実を内容とする分野における -社会の関心と興味をひく私人の犯罪行為やスキャンダ そして当スポーツ新聞各社の責任を判断するにおいて、

一定の信頼性を有しているとされる通信社

いからの

その賠償責任を認めた。 ついて相当の理由があるとは認められない」と述べて、 ないのであって、 真実と信じたことに無理からぬものがあるとまではいえ 実に確実な資料、 をもってしては…新聞社が当該配信記事に摘示された事 通信社から配信された記事に基づくものであるとの一事 る内容を有するものである場合には、 うな報道分野のものであり、 できないのである。 真実性について高い信頼性が確立しているということは 配信記事であっても…当該配信記事に摘示された事実の 当該新聞社に同事実を真実と信ずるに 根拠があるものと受け止め、 したがって〔掲載〕記事が上記のよ これが他人の名誉を毀損 当該掲載記事が… 同事実を す

記事に対する信頼性の高さや新聞各社の人的能力の欠乏 かについ スポーツ新聞各社とは別個の報道機関と理 記事の取材、 月判決の特徴として以下の数点を挙げることができ 報道主体としての一体性を有」 ては検討されてない。 当判決の段階では共同 作成、 配信及び掲載という一連の過程に ただし、 通信と加盟社である当 同 していたかどう 通信社の 解されており

> ることを強調したといえよう。 に、無軌道なスキャンダル報道には名誉毀損の限界が 道の過熱さに際して報道機関に慎重さを要求したととも 社の注意義務を満たしたことにならないと判示した。 それを掲載したことは名誉毀損的表現を回避する新聞 合には定評があっても通信社の記事の信頼性は縮減され さに欠ける傾向があることを指摘し、そうした報道の 罪やスキャンダルについての報道には過熱しやすく慎重 の報道も責任をもつよう求めたと考えられ 最高裁はスポーツ新聞各社は独立した報道機関としてそ されていたといえよう。こうした依存があっ が指摘されており、 るのであるから、 第二に、当判決は、 その配信記事に全面的な信頼をお 新聞各社の共同 社会の関心と興味をひく私人の 通信 の依存は認識 たとしても 報

情がある場合を除き、当該他人に対する損害賠償義務を場合や掲載紙自身が誤報であることを知っている等の事信記事が他人の名誉を毀損するものであったとしても、配事を実質的な変更を加えずに掲載した場合に、その掲載すらに「報道機関が定評ある通信社から配信された記さい。

している。 (42) 減から認められないとした。 負わないとする法理」という「配信サービスの抗弁」 るのである。ただし、「その他の報道分野」においては、 合には、 ンダルや私人の犯罪についての過熱報道と認識しうる場 ついては、 な資料、 配信サービスの抗弁」を認める余地があることを示唆 根拠」に基づく裏付取材をすることが求められ 通信社の配信記事を妄信することなく、 本件では過熱報道による報道機関の信 新聞各社は、 内容がスキャ 賴性縮 「確実

た。

17

В 平成一四年三月判決 (以下「三月判決」という)

することなくその記事を紙面に掲載したことが、 び付いていたことを読者に強く印象付ける内容の記事を そのような交際と大麻の吸引とが五、六年前から深く結 材をしなかったのは、 の名誉毀損にあたるのかが争われた。 共同通信が配信した。そして地方の日刊紙が裏付取材を 複数の女性と交際するという倫理観に欠けた生活をし、 判決と同じ原告による事件である。妻帯者である原告が この判決も「ロス疑惑」に関連するものであり、 警視庁の記者クラブに加入してい 当地方紙が裏付取 原告 一月

> うした事実関係の確認が経済的人員的制約から不可 を確認することが取材対象者の迷惑になること、 らえないこと、共同通信の記者の取材源に直接事実関係 ないため警視庁に対する直接の問い合わせにも応じても 同 .通信の配信記事であることを示すクレジッ し困難であることが理由であった。 なお、 トはなか 紙面には共 またそ 能な

ることはできないというべきである」と判示して、被告事実を真実と信ずるについての相当の理由があると認め である地方紙の不法行為を認定し、 を掲載した新聞社において配信された記事に摘示された た記事に基づくものであるという理由によっては、 事が一般的には定評があるとされる通信社から配信され 専ら公益を図る目的に出たものであることを認めたうえ 利害に関する事実にかかるものであり、 最高裁は、 一月判決を引用し「本件のような場合には、 当該掲載記事が名誉毀損に当たるが公共 損害額の審理のため その記事掲載は 掲載記 記事 \hat{o}

数意見を構成した四裁判官のうち、 その理由付けにおいて、 最高裁の意見は分かれた。 福田 亀 Щ 両裁判官 多

事件を高裁に差戻した。

社は、

0)

取材や記事作成における同一性を強調する。

加盟新聞

社と

は、まず通信社とその加盟社である新聞

判官同調)

事を裏付取材することなくそのまま掲載するのであり、

取材及び記事作成を通信社に委ねることで配信記

両者は報道機関としては別個の独立した主体であって

ŧ

当該配信記事の取材、

作成、

配信、

掲載という一連

逃れることはできないとした。 (45) その存否は、上記のように報道の自由について高度な保 ジットは、そのような要請を端的に満たすものであり、 事がいかなる社の責任によって作成されたものであるか それゆえ憲法上優越的な地位が認められることを指摘す は、 ないのが長年の慣行」であっても、 ビスの抗弁」を認めるわけにはいかないと判示した。ク そのようなクレジットを付していない記事に一配信サー そして「クレジットが付されていない報道は…読者に対 障が要請される根幹にかかわっているといえる」と述べ をきちんと認識できて初めて十分に発揮される。 つため、「国内ニュースについては、 レジットの付記が報道の自由の保障と重要な関連性を持 して誤った情報を伝えることにもなるのであり、 して厚い保護を受ける重要な要因であることを強調した。 '知る権利』に十分に奉仕しているとはいい難い」とし、 同様に多数意見を構成した北川裁判官の意見 報道記事の作成主体を明示することが表現の自由と 報道の自由は国民の政治的意見形成に不可欠であり、 「報道のそのような機能は、 国民が、当該報道記 不法行為の責任から クレジットを付さ 国民の クレ

盟新聞社はその責任を負うとして一月判決を支持しつつ

配信記事に真実相当性が認められる場合には当新聞

社の配信した記事そのものが名誉毀損である場合には加 報道主体としての同一性がある」とする。そして、 の過程においては、共同通信社と加盟社とは、実質的

なら「通信社には相当の理由があるため不法行為が成立 社もその免責を援用することができると判示した。

しないとされるのに対し、

(河合裁 更の可否等、 該新聞社への記事配信の仕組み、 また「通信社と当該新聞社相互の関係、 配信記事に関する両者の内部関係が、 記事の内容の実質的変 通信社から当

実質

り、

均衡を失する」ことになるからである

性を立証しない限り、 裏付け取材をしていない

損害賠償責任を免れないこととな

[加盟新聞社]は、 他方において、

記事の真実

自らは何らの

ジットの付記が通信社と加盟新聞社との同一性認定にお同一性を有することの架橋がされている」として、クレー性が認定される。そして「掲載記事中に当該記事の配一性が認定される。そして「掲載記事中に当該記事の配加盟社である新聞社との間に取材や記事作成における同加盟社である新聞社との間に取材や記事作成における同加盟社である、報道主体としての同一性があるということが的にみて、報道主体としての同一性があるということが

とも両者の実質的な同一性が認められるとした。 きる可能性があるとき」には、クレジットの付記がなく事が通信社からの配信記事に基づくものであると推認で

内容自体や記事を掲載した加盟社の規模等から、

掲載記

いて重要な考慮要素になると述べた。もっとも「記事の

いるといえよう。

主張した。

要素だとした。三月判決の多数意見は、記事の作成主体 の明示が国民の知る権利に貢献するという点を重視 が援用する前提となる両者の同一性を認める重要な考慮 通信社に認められた真実相当性による免責を加盟新 なると判示し、 の付記の有無が「配信サービスの抗弁」を認める前 が国民の知る権利に資することになるため、 よう。福田・亀山裁判官意見は、 三月判決では、 北川裁判官意見も、 クレジットの付記が重視されたとい 記事の作成主体の明 クレジットの付 クレ ンジッ 提に 詑 え

繰り返しになるが、クレジットが付されていないことを用を否定したと考えられる。福田・亀山裁判官意見は、「配信サービスの抗弁」については、当判決もその採

(高畑)

があり、社会の関心と興味をひく私人の犯罪やスキャンジットが付記されておれば同抗弁を認めるとみなす余地 きよう。 記事そのものに名誉毀損責任があるならば掲載新聞社 理由とし、 見より、 損責任から免責される場合に限って認める北川裁判官意 作成の面で同一性が認められ、さらに配信記事が名誉毀 性を示唆した一月判決や、通信社と加盟社に取材や記事 ダルについての報道ではない場合に同抗弁を認める可能 官意見のもとでは、掲載記事に配信記事である旨のクレ それを負うとして否定した。もっとも、 同 北川裁判官意見は一月判決に基づいて、 抗弁が成立する範囲は広いと解することもで 福田 一亀山 裁判 配信

相違 相違 一四年判決との

のであり、本判決は援用を認めることでこの問題に結論ある。この問題は一月判決によっては検討されなかったからの免責を主張することができるかが問われたものでた場合に記事掲載新聞社がそれを援用して名誉毀損責任本判決は、通信社の配信記事に真実相当性が認められ

を下した。

同様であると判示したのである。 通信社が名誉毀損責任を負わないなら記事掲載新聞社も に取材及び記事作成に関して大きく依存している場合 うに本判決は、 北川裁判官意見とほとんど変わるところがない。このよ る。通信社と加盟新聞社との一体性を認定する要件も 聞社もその免責を援用することができるとする意見であ る場合、配信記事に真実相当性が認められるならば当新 用している。それは、すなわち、通信社とその加盟社で 決は三月判決北川裁判官意見で示された意見を大幅に採 案が異なるが、 ある新聞社との間に取材や記事作成における同一性があ 本判決と平成一 加盟新聞社が記事の配信を通じて通信社 判示部分(3)から理解できるように、 四年の二つの判決とでは前提となる事 本判

各社も地方紙と同じく通信社に取材及び記事作成に関し新聞各社との一体性は考察されていない。スポーツ新聞すことができる。他方、一月判決では通信社とスポーツ方の国民の知る権利に奉仕するという共通の理念を見出方の国民の知る権利に奉仕するという共通の理念を見出本件や三月判決では、配信記事を掲載したのは地方紙本件や三月判決では、配信記事を掲載したのは地方紙

する地方紙である。このような認識から、 のであり、 とは、 自取材の難易の程度が一体性を考えるうえでも考慮され 対する萎縮効果を極力排除しようとする姿勢を本判決は 存在意義の前提である配信サービスを重視し、 うした重要な役割を担うのが、通信社からの配信を活用 む国民に全国的あるいは国際的なニュースを提供するこ 慮の際に重視されたのではないかと思われる。地方に住 ることになろうが、対象新聞社が地方紙であることも考 報道機関であることが強調されていたと考えられる。 て依存しているにもかかわらず、むしろ相互に独立した 国民の知る権利ひいては政治的意見形成に役立つ 民主主義社会では欠かすことができない。こ 地方紙とその それらに

決は両者の一体性認定の要件を「総合考慮して判断す 加盟新聞社免責の条件としていた。これに対して、 同判決北川裁判官意見ではクレジットの付記が通信社と ていたし、 加盟社の同一性認定において重要な考慮要素になるとし ように、三月判決ではクレジットの付記を重視してい クレジットの付記に関しても相違がみられる。 福田 ・亀山裁判官意見もクレジットの付記を 上記 本判 た。 0

取

示したのではなかろうか。

要求は「現実的ではない」とする批判を踏まえて、 を煩雑にするだけである。」ことからクレジットの付記られており、個別の記事にクレジットを付すことは紙 そして「配信サービスの抗弁」が認められるのかを検討 加盟社である新聞社は裏付取材しないことを容認した。 判決は、 て名誉毀損責任を新聞各社に認めた。これに対して三月 て「私人の犯罪やスキャンダルについての報道」 えを背景にもつ。一月判決は、まさにその見解に基づい 道機関としてその報道内容に責任を負うことを求める考 社が通信社からの配信記事を妄信することなく独自 サービスにおける実務慣行を尊重したものといえよう。 聞の紙面のかなりの部分に共同通信社の配信記 通信社からも問題とされておらず、また、 を付さないことは、 ついても異なる姿勢を示した。裏付取材の要求は、 ている。これは る」ことにして、 材…をしない 本判決および平成一四年判決は、 「共同通信社からの配信記事については裏付け のが一 「国内ニュースの配信記事にクレジット クレジットの付記を考慮要素から外し 長年の実務慣行となっており、 般的な取扱いである」と述べて、 裏付取材の必要性に 国内の地 記事が用 方新 加盟 記の 0 報

容について裏付け取材を行うことは予定されておらず、 異なる姿勢につながったのではあるまいか。 う可能性がないことが、 本判決の地方紙は東京に拠点がなく独自の に取材することが容易であったのに対して、 拠点を置き当該報道について通信社とは別に警察その他 い。思うに、 事を活用しなければならない立場にあることに違い 動をするだけの人的資源に乏しく、 者クラブに所属しておらず、また独自に網羅的な取 している。 付取材の可能性を名誉毀損免責の成否とは切離して検討 これを行うことは現実には困難である」と判示して、裏 通常は、 本判決も配信サービスという「報道システム これらの判決において、各新聞社は警視庁記 一月判決の新聞各社は事件のあった東京に 新聞社が通信社から配信された記事の内 裏付取材に対するこれら判決の 通信社からの配信記 取材活動を行 三月判決や はなな 材活 0 下

死亡させた疑いが報道の内容であった。カルテの改ざん立の医科大学の医師であり、手術中の過失により患者を容に対する信頼性が縮減したと判示した。本件原告は私スキャンダルについての報道」であったことから報道内一月判決は、「社会の関心と興味をひく私人の犯罪や一月判決は、「社会の関心と興味をひく私人の犯罪や

もつものではない」ことになり、その内容を明確にするキャンダルについての報道」はまさに「一律的な性格を が、本判決では一月判決のような報道内容の性質に基づなどもあり事件発覚当時は過熱気味に報道されていた れ という特異な報道に限定して理解することも可 その報道内容の信頼性が縮減するということになろうか れがスキャンダル的に長期にわたって報道された場合に、 必要があろう。本件との対比でいえば、 惑」のような長期にわたり対象者の私生活を詳細に伝え く判断は示されていない。 るならば、「社会の関心と興味をひく私人の犯罪やス る過熱報道とは異なっていたためであろうか。そうであ 月判決の示す配信記事の信頼性縮減は、 ない。 それは、 本件報道が 私人の犯罪でそ 一口ス疑惑 口口 能かもし ス疑

五 本判決の意義と射程

が明示しなかった領域を、三月判決北川裁判官意見に載した新聞社は名誉毀損責任を負うのかという一月判決わない場合に、その配信サービスを通じて当該記事を掲本判決は、通信社の記事そのものが名誉毀損責任を負

聞社もその免責を援用することが許されることとなった。真実相当性が認められるならば、当該記事を掲載した新そって判決したものである。本判決により、配信記事に

にかかることにクレジットの付記も問われないこととなった。配きいっそう保護したと評価できよう。もっとも、加盟由をいっそう保護したと評価できよう。もっとも、加盟由をいっそう保護したと評価できよう。もっとも、加盟由をいっそう保護したと評価できよう。もっとも、加盟由をいっそう保護したと評価できよう。もっとも、加盟はの責任は配信記事に真実相当性が認められるかどうかるときは加盟社はこれを援用することができる…というるときは加盟社はこれを援用することができる…というある」との批判は本判決にも妥当するといえよう。この、したがって「配信サービスの抗弁」を採用していなり、したがって「配信サービスの抗弁」を採用していなり、したがって「配信サービスの抗弁」を採用しているのであり、したがって「配信サービスの抗弁」を採用していなり、したがって「配信サービスの抗弁」を採用しているときは加盟社に対している。配きらにクレジットの付記も問われないこととなった。配きらにクレジットの付記も問われないこととなった。配きらにクレジットの付記も問われないこととなった。配きによりに対している。

う。

を与え、国民の知る権利を損なうおそれがあるとした。して当サービスの活用を制約することは報道に萎縮効果の知る権利に奉仕する重要な意義があると判示した。その配信サービスを活用して紙面を充実させることは国民本判決はまた、独自の取材力の乏しい新聞社が通信社

認識を最高裁が示したと理解できよう。であり、その確保が国民の政治参加に不可欠であるとのこれは現在の報道システムの意義を憲法上確認するもの

護するは、本判決の趣旨であると理解することができよ が充するのであるから、それを支える配信サービスを保 が充するのであるから、それを支える配信サービスを保 が充するのであるから、それを支える配信サービスを保 が充するのであるから、それを支える配信サービスを保 なら解放されるのは、地方新聞社である。地方紙は多様な ら解放されるのは、地方新聞社である。地方紙は多様な があるから、それを支える配信サービスを保 がたするのであるから、それを支える配信サービスを保 をしているがら、それを支える配信サービスを保 をしているがある。地方紙は多様な ならに最高裁は、取材や記事作成において通信社と一

する際に考慮されることになろう。 点を置いているかどうかなどが、 がって、 材資源の乏しさと比例の関係にあるといえよう。 していると思われる。 にも資源が乏しい新聞社が通信社と一体性をもつと理解 く地方紙を中心に全国的な取材を行うには人的にも物的 加盟社なの この点に関して、通信社と一体性をもつのはすべての 情報の集中する東京ほか大都市に充分な取 かが問 われることになる。 配信記事への依存度の高さは、 体性を総合的に判断 全国的な新聞社 最高裁は、 おそら した 材拠

性のある新聞社は一体性がないと認定されるかもしれな通信社からの配信記事を変更するような取材を行う可能然ながら、スポーツ新聞社など東京その他に本拠を置き、

本判決により、加盟新聞社の責任は軽減されることに本判決により、加盟新聞社の責任を回避する真実相当例枠組みからすれば、名誉毀損責任を回避する真実相当性が認められるためには、警察など捜査機関の公式発表性が認められるためには、警察など捜査機関の公式発表性が認められるためには、警察など捜査機関の公式発表や刑事事件で確定した事実認定、十分な裏付取材に基づく報道が要請される。通信社には、加盟新聞社の責任は軽減されることになる。

- 東京高判平成二一・三・二七判例集未搭載(LexisNexis(1) 東京地判平成一七・一一・三〇 LEX/DB28135366、
- 頁。(2) 東京地判平成一九・九・一八判タ一二七九号二六二(2)

JP には掲載)〔確定〕。

(4) 芦部信喜〔高橋和之補訂〕『憲法〔五版〕』(岩波書店)(3) 東京高判平成二一・七・二八判タ一三○四号九八頁。

- 二〇一一年)一七〇頁。
- 年)三三七頁[中村睦男執筆]。(5) 野中俊彦ほか『憲法Ⅰ〔四版〕』(有斐閣、二〇〇六
- (6) 最高裁は次のように述べて、報道の自由の意義を承(6) 最高裁は次のように述べて、報道の自由の意義を承認した。「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国地の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由の意義を承において、報道の自由の意義を承に六刑集二三巻一一号一四九三頁)。
- 二〇〇五年) 三〇頁。(7) 内野正幸『憲法解釈の論点〔四版〕』(日本評論社、
- 時の権力者に対する批判の封じ込めが主目的であり、個年)一五四頁が指摘するように、名誉毀損表現の規制は(8) もっとも山田隆司『名誉毀損』(岩波書店、二〇〇九
- 刑法二三〇条の二は以下のように定める。

かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める「前条第一項の行為が公共の利害に関する事実に係り、

があったときは、これを罰しない。場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明

- 害に関する事実とみなす。 に至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利に至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利2 前項の規定の適用については、公訴が提起される
- 頁を参照。 〔1〕 最大判昭和四一・六・二三民集二○巻五号一一一八
- (3) 山口厚『刑法各論〔二版〕』(有斐閣、二〇一〇年)力をもつ場合にはその私生活上の事実が「公共の利害に関する事実」に該当すると判示した。「月刊ペン事件」最同報は、純粋な私人に対しても当人が社会的影響
- 一四一頁。
- (15) 同前二六二頁。また西田典之『刑法各論〔五版〕』(弘(4) 山口厚『刑法』(有斐閣、二〇〇五年)二六〇頁。

文堂、二〇一〇年)一一三頁も参照

- 年)二六五頁を参照。 年)二六五頁を参照。
- 正刑法の研究』(良書普及會、一九四八年)一八九頁を挙(17) 山口・前掲註 (13)書一四○頁は、中野次雄『逐条改

通信社配信記事に対する名誉毀損の成否と真実相当性

(高畑)

であったことを紹介している。げて、真実性の証明に対する厳格な姿勢が立法者の意図

頁)。東京高判昭和三一・二・二七高刑集九巻一号一○九川宗信・メディア判例百選(有斐閣、二○○五年)五二川宗信・メディア判例百選(有斐閣、二○○五年)五二八場合でも、行為者が真実と信じ、健全な常識に照らしい場合でも、行為者が真実と信じ、健全な常識に照らしい場合でも、行為者が真実と信じ、健全な常識に照らしい場合でも、行為者が真実と信じ、健全な常識に照らしい場合である。

- 六四四頁。(18) - 最一判昭和三四・五・七刑集―三巻五号六四三―

頁も参照。

(19) 最一判昭和四一・六・二三民集二○巻五号一一一九

(20) 最大判昭和四四·六·二五刑集二三巻七号九七七頁。

美・憲法判例百選Ⅰ〔五版〕(有斐閣、二○○七年)一四三百選Ⅰ〔四版〕(有斐閣、二○○○年)一四五頁、上村貞(21) この点を評価するものとして、浦部法穂・憲法判例

〔22〕 最二決昭和四六·一〇·二二刑集二五巻七号八四〇

(23) 「丸正名誉毀損事件」最一決昭和五一・三・二三刑集

三・一五民集六四巻二号一頁。24) 「インターネット名誉毀損事件」最一決平成二二・

- 上村・前掲註(21)論文一四三頁
- 最一判昭和四七・一一・一六民集二六巻九号一六三八
- 五五頁。 尾島茂樹・メディア判例百選(有斐閣、二〇〇五年)
- 山下りえ子・メディア判例百選(有斐閣、二〇〇五 最一判昭和五五・一○・三○判時九八六号四一頁
- また東京地判平成二・三・二三判時一三七三号七三頁は - 犯罪捜査にあたる警察署の捜査官が、捜査結果に基づい 尾島・前掲註(27)論文五五頁、山下・同前を参照
- 偽について独自に調査・確認することを義務づけること ものがあるのであり、 すなわち、右のような公式の発表があった場合、取材に 実と信じたとしても相当な理由があるというべきである。 情がある場合は格別、そうでない限りは、当該事実を真 て判明した被疑事実を記者発表の場などで公にしたよう を真実であるとして報道を行なったとしても無理からぬ き相応な確信を得て発表に及んだものと受け止め、それ あたる報道機関としては、捜査機関が広範な権限を駆使 な場合には、その発表内容に疑問を生じさせるような事 して捜査活動を行い、証拠資料など十分な根拠に基づき (反対証拠などとも比較勘案したうえ) 当該被疑事実につ 原告主張のように、常に事実の真

- 場合には報道機関による裏付取材を要求しなかった。
- (31) 最三判平成一一・一〇・二六民集五三巻七号一三一八
- 32 判時一九〇四号七四頁 「薬害エイズ名誉毀損事件」最一判平成一七・六・一六
- (3) 上村・前掲註(21)論文一四三頁。最二判平成 三・八(判時一七八五号三八頁)の梶谷裁判官反対意見 二〇〇九年) 一八五頁 [田近肇執筆])。 た批判もある(大石眞=大沢秀介『判例憲法』(有斐閣 る (同四四頁)。これに対しては、「警察の公式発表への 「真実についての信頼性を認めること」ができると示唆す も「捜査機関の公式発表や刑事裁判所の認定事実」には マス・メディアの依存体質を招くのではないか」といっ
- 34 平成九・九・九民集五一巻八号三八〇四頁、最二判平成 判平成九・五・二七民集五一巻五号二〇二四頁、最三判 (二〇〇三年) 三〇頁)。主な最高裁判決だけでも、最三 一〇・一・三〇判示一六三一号六八頁、最三判平成一四 「『ロス疑惑』事件と報道の自由」法学教室二七〇号 一・二九判時一七七八号四九頁などがある。 五○○件近くの裁判が提起されたという(鈴木秀美
- 36 35 東京地判平成六・四・二七民集五六巻一号二〇四頁 最三判平成一四・一・二九民集五六巻一号一八五頁
- 同前一八九頁。

は、相当でない」(八七頁)と判示して、警察発表がある

38 最三判平成一四・一・二九民集五六巻一号一九○頁

- るから、 共同通信社の実績そのものに即して考えられるべきであ 信頼性を云々する議論は正確ではない」との批判があ (浜田純一「配信サービスの抗弁成立可能性の検討を」 これに対して「『高い信頼性』の存否は、これまでの 報道の過熱一般をとらえて共同通信の配信記事
- (40) 最三判平成一四・一・二九民集五六巻一号一九一頁。 新聞研究六〇九号 (二〇〇二年) 五四頁)
- プライバシー保護関係訴訟法』(青林書院、二〇〇一年 記事と掲載新聞社の責任」竹田稔=堀部政男編『名誉・ (一九九七年) 九○頁、を参照。増森珠美「通信社の配信 毀損と配信サービスの抗弁」法律時報六九巻七号 「配信サービスの抗弁」については、紙谷雅子「名誉
- 五○頁は、同抗弁を採用した判例を紹介する。 窪田充見・平成一四年度重判解 (ジュリスト一二四六
- 七六頁を参照。
- 43 最二判平成一四・三・八判時一七八五号三八頁
- 44 同前四一—四二頁。
- 45 同前四二頁〔福田博・亀山継夫裁判官意見〕。
- 同前四三頁 〔北川弘治裁判官意見 (河合伸一裁判官
- 47 同前
- 48 同前四三—四四頁
- 同前四五—四六頁〔梶谷玄裁判官反対意見〕。

鈴木・前掲註(34)論文三三頁を参照

通信社配信記事に対する名誉毀損の成否と真実相当性

- 51 福田・亀山裁判官意見の理解を、「その他の報道分野」で クレジットを付記した場合に限り認めるものと狭く解す した事件であるため、「配信サービスの抗弁」についての く私人の犯罪やスキャンダルについての報道」を対象と 当判決も一月判決と同様に「社会の関心と興味をひ
- ることもできよう。

鈴木・前掲註 (34)論文三三頁を参照

53 谷裁判官反対意見〕。 最二判平成一四・三・八判時一七八五号四六頁

(梶

- <u>54</u> 文三三頁も同旨。 浜田·前掲註(39)論文五五頁。 鈴木・前掲註(34)論
- 55 最二判平成一四・三・八判時一七八五号四一頁。
- nifty.com/blog/cat3890373/index.html>、東京高判平成 成二一・七・一五判例集未搭載 http://kazu-dai.cocolog- 請求訴訟を提起しており、勝訴判決もある。東京高判平 二〇・一〇・九判タ一二八六号一七〇頁、東京地判平成 本件原告は、他の報道機関に対しても名誉毀損賠償
- 材にしたものに、出河雅彦『ルポ医療事故』(朝日新聞出 搭載(LexisNexis JP には掲載)を参照。なお本件を題 〔以上、勝訴〕、東京地判平成一八・一一・一七判例集未 一九・七・三○判例集未搭載(LexisNexis JP には掲載) 二〇〇九年)、鈴木敦秋『明香ちゃんの心臓』(講談社
- 二〇〇七年) がある。

浜田·前掲註(39)論文五四頁。

また鈴木・前掲註

一二九(二八五

(高畑

(34)論文三三頁、長尾英彦「いわゆる『配信サービスの抗弁』について」憲法論叢一七号(二〇一〇年)六〇一六一頁も参照。 谷裁判官反対意見〕。

(59) 同前四五頁を参照。